

# 応用物理学会 高野榮一光科学基金規程

## (目的)

第1条 この規程は、2010年7月22日に開示された高野榮一氏の遺言<sup>(\*)</sup>に基づき、応用物理学会への寄附金を原資として設立された高野榮一光科学基金（以下、基金）に関する必要な事項を定め、その適正な執行を確保することを目的とする。

## (構成)

第2条 基金は次のものをもって構成する。

- ・基金とすることを指定して遺贈された財産

## (管理運用)

第3条 基金の管理は応用物理学会が行う。

- 2 基金の運用は金融機関への預金等、安全かつ確実な方法で行わなければならない。

## (使途)

第4条 応用物理学会（以下、本会）が遺言の趣旨に基づき、定款に定める事業に従い、広く教育の振興、文化の向上と光科学の発展に寄与する下記事業への支援を目的に基金の一部を充当する。

- [1] 学術講演会、研究発表会、講習会等の開催及び人材育成、教育事業
  - ・本会が主催又は共催等する光関連分野の講演会・研究会等の開催費用
  - ・本会が主催又は共催等する光関連分野の国際会議開催費用
  - ・光関連分野を研究する本会会員への支援
  - ・本会が推進する光分野の産学官連携事業に対する支援
- [2] 機関誌、論文誌、図書の刊行及び調査研究事業
  - ・本会が刊行する光関連分野の機関誌・論文誌等の刊行費用
- [3] 表彰、コンクール等の事業
  - ・光科学と光技術に係る研究分野において優れた研究成果をあげた者の顕彰
- [4] 高野榮一光科学基金運営に関する費用
  - ・上記の事業活動の実施に必要な事務経費と人件費

## (委員会)

第5条 基金使途の立案と審議を行うため、本会に高野榮一光科学基金委員会（以下、基金委員会）を設ける。基金委員会の委員構成と運営規程は別途定める。

## (取崩し)

第6条 基金の取崩しに際しては、基金委員会が各年度事業計画の基本方針と予算の大枠を示す事業計画を作成し、本会理事会で承認を得るものとする。

- 2 本会理事会で承認された事業計画の範囲内での個々の案件の実施内容については、基金委員会が審議の上理事会に提案し、理事会が決定する。
- 3 事業計画の範囲外の案件の実施の必要が生じた場合は、本会理事会の承認を経なければならない。

(委任)

第7条 この規程の施行に関する必要な事項は基金委員会において審議する。

(終了)

第8条 基金による事業は基金の取崩し残金のなくなった時点で終了する。

(変更)

第9条 この規程は応用物理学会理事会の承認を経て変更することができる。

附則

本規程は、2015年5月8日から施行するとともに、旧規程は廃止とする。

2021年3月1日 一部改正 総務担当理事承認

付記

(\*) 高野榮一氏遺言書付言事項

本遺言書を作成するにあたり私の気持ちを述べさせていただきます。

本遺言書記載のとおり、財産の一部を社団法人応用物理学会日本光学会に遺贈することとしましたが、同団体の設立の趣旨に基づき、広く教育の振興、文化の向上のため、また私自信の専門分野である光科学の発展に寄与してほしいことを願い、熟慮の上決めました。

とくに私の専門分野である分科会の日本光学会設計グループの活動資金として使っていただくことを希望します。